

**2020年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
民事訴訟法**

【問題解説】

2020年度後期日程入学試験「民事訴訟法」の問題は、簡単な設例をもとに、民事訴訟手続および民事訴訟法上の論点についての基礎的な理解を問うものである。

まず、問(1)は、金融機関の所持する貸出稟議書をもとに、文書提出命令の制度および文書提出義務の範囲についての基本的な理解を問うものである。文書の所持者は、民訴法220条1～3号の定める文書に該当するほか、4号文書として文書提出の一般義務を負うこと、その上で同号に定める提出除外事由に該当する場合には提出義務を負わないという条文の構造を踏まえて、ここでは、貸出稟議書が4号二の定める自己私用文書に該当するかどうかについて、最判平成11年11月12日民集53巻8号1787頁(百選69事件)の準則を示しつつ、Yが提出義務を負うかどうか、検討することが求められている。

次に、問(2)は、複雑請求訴訟についての基本的な理解を問うものである。訴訟係属中に、原告が当該訴訟係属を利用して、事後的に被告側の共同訴訟形態を作出することができるか、という訴えの主観的追加的併合の可否について検討することが求められている。ここでは、明文上の根拠のない訴えの主観的追加的併合を不適法とした最判昭和62年7月17日民集41巻5号1402頁(百選96事件)の理由付けを踏まえて、Zに対する請求の追加が認められるかどうか、検討することが求められている。

最後に、問(3)は、一部請求の訴訟物と既判力の客観的範囲についての基本的な理解を問うものである。本件訴訟が明示の一部請求であることを踏まえて、明示の一部請求の訴訟物と既判力の客観的範囲を明らかにし、最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁(百選80事件)の理由付けも参考にしながら、本件訴訟の全部棄却判決が確定した後の残部請求が、同確定判決の既判力または信義則上の効力によって遮断されるかどうか、検討することが求められている。